

〔事案 2020-317〕 新契約無効請求

・令和3年12月2日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

保険料を支払わなかった場合に、失効ではなく催告解除になることの説明を受けていないことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年1月から平成29年3月の間に契約した11件の定期保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人等から失効制度が廃止されていることについて説明がなかったため、そのことを知らずに本契約を締結した。他の保険会社では失効制度があるため、節税において重要な位置づけとなる失効制度が無くなったことについて説明を受けていれば、他社と契約していた。
- (2)節税目的で保険に加入していることを保険会社は認識しているので、失効制度が廃止されたのであれば、そのことを説明すべき責任がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人との長年のやり取りにおいて、申立人が保険料不払時の取扱いに着目していた事実は一切存在せず、令和2年7月に保険料不払いが発生するまで、すべての契約について、保険料の不払いは一度も発生していない。契約締結当時、申立人が失効という取扱いを重視していたという主張はあり得ない。
- (2)復活は、保険契約者の未払保険料の支払いのみで完了するものではなく、被保険者の健康状態に問題がない等の要件を充たして、保険会社の承諾を得た場合にのみ可能なものであるため、保険契約者が意図的に不払いを生じさせて、自らの都合のいい時期に復活させ、恣意的な解約払戻金の繰延べ等を行うことを目的として設けられているものではない。仮に、恣意的に契約を失効させたとしても、確実に復活できるものではなく、不払い時を想定し、失効および復活の定めの有無を重視することはあり得ない。
- (3)契約前には、営業部長らが、注意喚起情報の冊子の冒頭部分を読み上げ、特に注意していただくべき事項（催告解除後に保険契約の復活ができないこと等）が存在することを伝えている。申立人は、申込書の『ご契約のしおり 定款・約款』ならびに『特に重要なお知らせ』を受領し、内容を確認・了解しました。」と印字されたチェックボックスにチェックしていることから、注意喚起情報記載の内容を認識していることは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人ならびに募集人および営業部長の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約を無効とすべき理由は認められず、その他保険会社に指摘すべき特

段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。